

賛助会員規程

制定 平成20年3月11日

改正 平成24年4月1日

第1条 この規程は、一般財団法人日中経済協会（以下「本法人」という。）の賛助会員について定款第43条の規定に基づき、必要な事項を定めるものである。

第2条 本法人設立の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものを賛助会員とする。

2 賛助会員は、日本国内に事務所を有するものでなければならない。

第3条 賛助会員は、本法人の事業活動に参加することができ、以下のような便益を享受することができる。

- (1) 本法人が定期又は不定期で発行する刊行物の無償又は優遇価格での配布
- (2) 本法人主催による視察団、講演会、セミナー、研究会、研修会等への参加
- (3) 本法人備付けの中国専門資料室の閲覧
- (4) 本法人ホームページにおける賛助会員専用アクセスサービスの利用
- (5) 本法人による資料提供及び照会、斡旋、協力等の対中ビジネス支援

第4条 賛助会員になろうとするものは、本法人所定の申込用紙を提出し、理事長の承認を得なければならない。

2 賛助会員は、賛助会費を納入しなければならない。

賛助会費は、年会費1口35万円とし、原則として1口以上とする。

3 賛助会員になろうとするものが、中小企業基本法の定めに準じる中小企業の場合は、理事長が承認することにより、前項の賛助会費を減額することができる。

4 賛助会費は、加入月から起算し1年分を一括納付するものとし、翌年以降も同様の扱いとする。

第5条 賛助会員は、次の場合、本法人に対し書面による届出を行なう。

- (1) 賛助会員としての活動を停止する（本法人を退会）。
- (2) 賛助会員としての活動を休止する。
- (3) 前項の届出内容を変更する。

附 則

本規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成24年4月1日から施行する。